

第7回 津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会 議事録

【日時】平成23年2月17日（木） 18:30～21:00

【場所】江戸川小学校 3階 ランチルーム

【出席委員】・津久戸小学校PTA会長 ・津久戸小学校PTA副会長2名
・江戸川小学校PTA会長 ・江戸川小学校PTA副会長2名
・箕筒地区町会連合会代表 ・箕筒地区青少年育成委員会代表
・榎地区町会連合会代表
・津久戸小学校校長 ・江戸川小学校校長 ・教育委員会事務局次長

【欠席委員】・榎地区青少年育成委員会代表

【事務局】 学校適正配置担当副参事、担当主査、担当主事

【学校】 ・津久戸小学校副校長 ・江戸川小学校副校長

【傍聴者】24名

D委員 皆様こんばんは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。第7回津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会を始めたいと思います。本日は、B委員は欠席、L委員は公務のため遅れていらっしゃるということです。それでは最初に、会長よりご挨拶をお願いします。

F委員 皆様こんばんは。お寒い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。昼間は暖かかったのですが、やはり夜間になると冷えてしまいました。5年ほど前に、自宅の庭に鳥が贈り物をしてくれました。なんだろうと思いついてみると、どうも桜の葉に似ていました。その頃、家を建て替えることになっていて、こんな小さいものは捨ててしまおうかとも思ったのですが、せっかくの鳥の贈り物だと思い、鉢に植えて、家が建ちあがった後に植えたのがいまととても大きく成長しました。去年の春から花が咲きだしたのですが、それは寒緋桜でした。今年も2~3日前から花が咲きだしました。春は着実に近づいてきているのだなと感じました。

過日、育成委員会の新年会でもお話しさせていただいたのですが、今年うさぎ年ですが、中国の孫の時代の故事に、「かぶを守りてうさぎを待つ」というものがあります。日本では「待ちぼうけ」という歌があります。野良仕事をしていた農夫が、たまたま飛び出てきたうさぎが、目の前にあったかぶにぶつかって倒れたのを見た農夫は、また同じ事が起こるだろうと思い、それから毎日仕事をせずに、かぶを守っていました。その農夫の畑は荒れてしまい、周りから馬鹿にされたという話です。それには、いつまでも古いことにこだわってはいけなく、新しい改革をしていかなければいけないという意味も込められていると聞いたことがあります。私たちも、一定の決断をしなくてはいけない時期が来ると思います。今日は、そのような気持ちで臨まなくてはいけないのかなと思っております。毎回申し上げておりますが、統合するにしても、統合しないにしても、どちらも課題の残る結論だと思っております。そ

の課題をいかにしてクリアしていくかが大事です。私たちの力だけでは足りないところは教育委員会にも努力していただいて、何としても子どもたちのために一番良い方法を考えていくという気持ちでおります。今日は、合意形成まで進まないにしても、是非、皆さんの忌憚のないご意見の中で合意形成ができればと良いと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

D委員 ありがとうございます。前回の協議会で、今後のスケジュール感について協議をしました。その中で、今回の協議会までに、事務局側で「統合しない場合」の合意文書（案）を作成するという事で締めくくっています。本日、それに基づいた資料が配付されています。まずは、資料の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、お手元にお配りした資料『合意文書（案）について』をご説明します。ポイントごとに区切って読み上げながら、簡単に解説していきます。

『津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会（以下、「協議会」という。）』では、両校の統合の必要性の有無等について、平成 22 年 8 月より 7 回にわたる協議を行ってきました。その中で、協議会が長期化するほど、両校の保護者や子どもたちの不安や、江戸川小の児童が減少するリスクも高まることから、早期に統合の必要性の有無について合意形成を図ることが必要ではないかとの共通認識を持つに至りました。この共通認識のもと、統合した場合としなかった場合の課題やその改善策等について検討した結果、平成 23 年 2 月 17 日の第 7 回協議会において、下記のとおり合意文書（案）を作成しました。』この部分は、合意文書（案）の作成までに至る経緯を記載しています。

次に、下の枠の部分です。『＜合意文書（案）＞ 統合の取組みを開始した平成 20 年度と比較すると、現時点では江戸川小の通学区域内の未就学児に先行き増加傾向が読み取れるほか、国の 35 人学級の導入による普通教室不足への懸念など、教育環境が大きく変化しています。こうした中期的な視点（10 年程度）も踏まえて検討した結果、津久戸小と江戸川小の統合の必要性はなくなったものと合意するに至りました。なお、江戸川小の児童数が増加傾向で推移していくための方策を、今後も津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会として検討したうえで、新宿区教育委員会に対して提言し、その趣旨が反映されることを強く要望するものです。』この四角で囲った「合意文書（案）」について、この協議会の中で、最終的には総意による合意をしていただきたい部分です。その他の文書は、「合意文書（案）」に至る解説と説明です。この「合意文書（案）」のポイントとしては、まず 1 点目が「中期的な視点」の部分です。短期的な視点で考えますと、現在までの江戸川小学校の児童数減少への懸念があったため、統合への取組みを検討してきたところですが、下記に記載した 3 つの理由により、10 年程度のスパンで考えた結果、「両校の統合の必要性はなくなったものと合意するに至りました」としています。「統合の必要性がなくなった」という部分についてですが、取組み当初においては、教育委員会としては統合の必要性があるということから取組みを始めております。しかし、平成 21 年度、22 年度における想定を上回るほどの教育環境の変化がありました。したがって、取組み当初は統合の必要性があったが、中期的な視点か

ら考えて、「統合の必要性はなくなった」という表現にしています。次に「なお、～」についてですが、統合の必要性がなくなったという結論に至ったとしても、江戸川小の児童が増えないままではいけないということから、江戸川小の児童数が増加傾向で推移していくための方策を協議会で引き続き検討していただき、最終的には提言としてまとめ、その趣旨を反映することを強く要望する、ということで締めくくっています。

つぎに、合意文書（案）に至った＜理由＞の部分についてです。『1. 江戸川小の児童が増加する可能性が高まっています（江戸川小の通学区域内の未就学児は、平成21年度から3年連続で増加し、過去20年間の中で現在が最も多くなっています。また、津久戸小を含めた隣接校における未就学児の増加と普通学級数などを勘案すると、通学区域内の児童が入学する割合も高くなっていきます。これらの相乗効果により、江戸川小の児童は増加する可能性が高まっています。）』この理由1については、裏面に参考資料として2種類の数値の表を添付しております。1つは『江戸川小通学区域内 住民基本台帳上年齢別人数（0才から5才の未就学児数の合計値）』です。これを見ると、江戸川小通学区域内の0才から5才の未就学児数の合計値は、平成21年度が281名、平成22年度が293名、平成23年度が307名となっており、平成4年度からの数値を見ても、直近の3年間で最も多いということが示されています。2つ目の表は『牛込A地区小学校 通学区域内の住民基本台帳上年齢別人数 ※平成23年1月現在』のもので、平成23年度の0歳児の数値は、例えば、津久戸小においては、平成23年1月現在で64名ということから、平成23年4月現在の数値を（ ）内の数字85名と推計して出しています。そのように考えると、津久戸小の通学区域内の未就学児数は増えていると考えられます。また、江戸川小の通学区域内の未就学児数も、平成23年の推計が0歳児は57名、1歳児は48名、2歳児は54名となり、6歳から11歳の合計を比較すると、増加していると見ることができます。その他、市谷小や愛日小などについても、津久戸小や江戸川小ほどの増加ではないものの、お子さまは多いということがわかります。したがって、理由1に戻りますが、「津久戸小を含めた隣接校における未就学児の増加」につながると考えております。

つぎに、＜理由＞『2. 学級編制基準が見直される方向となっています（国の35人学級の導入という施策変更に伴い、普通教室の確保など新たな教育課題が発生します。この点を、津久戸小と江戸川小の通学区域内の未就学児に増加傾向が見られることとセットで考えると、現時点で統合するリスクは高くなっています。）』仮に、平成23年度の津久戸小の通学区域内の0歳児が約80人、江戸川小の通学区域内の0歳児が約60人となった場合、そのお子様がそのまま小学校に上がると、統合した場合、両校合わせて約140名となります。その際に、35人学級となったとすると、3～4クラスとなってしまう、クラス数が増えてしまいます。35人学級については、国の施策が完全に決まったわけではありませんが、導入された場合には、それに伴い、近隣の通学区域の学校も同様に、普通教室が必要になります。したがって、現時点においては、統合するリスクが高くなっていると考えております。

つぎに＜理由＞『3. 仮校舎や新校舎等への懸念が高まっています（どちらの校舎を仮校

舎とした場合でも、35人学級の導入等により普通教室の確保が難しくなり、プレハブの設置のため校庭が狭くなる可能性も高まっています。また、新校舎を建設した場合も、早稲田小を上回る児童数となる可能性も高い一方で校地面積が狭いことから、校庭を含めた良好な施設環境を確保する上で懸念が高まっています。』これについては、津久戸小の校地は約4,700㎡、江戸川小の校地は約4,500㎡となっており、両校とも決して広い校地ではありません。仮に、仮校舎を建てたときに、校庭にプレハブ校舎を設置するとなると、校庭面積が狭くなってしまふという懸念があるということです。

つぎに＜今後の予定＞です。『○この合意文書(案)をもとに、両校PTAが主体となって、両校保護者に対する説明や意見聴取等を行います。○両校保護者の了解が得られた後に、合意文書(案)に基づいた総意による合意形成を図ります。○この合意形成が図られたときは、その旨を新宿区教育委員会あて報告します。○合意形成が図られた時点で協議会を直ちに解散するのではなく、様々な課題を解決していくための協議を引き続き行っていきます。○この協議に基づき、新宿区教育委員会あて提言等を行います。』

最後に、＜提言等の例＞です。提言については、今後検討していただくこととなりますので、現時点で決まっているものはありませんが、これは前回の第6回協議会において配付いたしました、「項目別課題等想定シート」における、解決策・改善策等の欄から、3点ほど例を挙げさせていただきました。『○江戸川小の新たな特色づくり ○両校の施設・校舎の改修 ○制度変更など』というような例が考えられるということで、記載しております。

『合意文書(案)について』の説明は以上です。

つぎに、『合意文書(案)を受けて』という文書についてです。こちらの文書は、ただいまご説明した『合意文書(案)について』が、本日了承を得られた場合、その「合意文書(案)」を受けて、教育委員会としての考え方を皆様にお示ししたものです。そのまま読み上げます。

『江戸川小の児童数及び通学区域内の未就学児がともに減少傾向にあったことから、子どもたちにとってより良い教育環境を整備していくために、両校の適正配置の取り組みを平成20年8月より開始して以来、約2年半が経過しました。取り組み当初より、クラス替えのできる学校規模を確保したいという教育委員会の基本的な理念は変わっていません。しかし、今回の合意文書(案)にあるとおり、当初の想定を超えた未就学児の増加傾向や、35人学級の導入による普通教室の確保など教育環境の大きな変化に、適切に対応していくことが必要であると考えています。

今後、江戸川小の児童数が増加傾向で推移していくための方策を、津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会において協議し、提言をいただくこととなりますので、その提言の趣旨を尊重し、両校のより良い教育環境の実現につながるよう、最大限努力してまいります。

両校保護者をはじめ地域の方々には、これまでの適正配置の取り組みに関してご協力いただき、深く感謝申し上げます。今後ともよろしくご協力申し上げます。

平成23年2月 日 新宿区教育委員会』こちらの文書を教育委員会の考え方として、お示ししたいと考えております。資料の説明は以上です。

事務局 大事な文書でしたので、担当係長から全文を読み上げさせていただきました。それと合わせて、私から2点補足説明をさせていただきたいと思います。

1点目は、ご覧になって、皆様お気づきになったかと思いますが、今まで作っていた「項目別課題等想定シート」において、統合した場合と統合しなかった場合に分けて、それぞれの課題や改善策を両論併記で作っていただきました。今回の合意文書（案）ならびに、理由等については、基本的に、「項目別課題等想定シート」の中の、「統合しなかった場合」で書いてあることを抜き出して取りまとめております。したがって、資料を作成したのは事務局ですが、もともとは委員の皆様のご意見でできたシートの内容を記載させていただいています。

2点目は、今までの議論でもあったように、統合した場合でも、統合しなかった場合でも、両方とも課題が残ります。したがって、その課題をどのように解決していくかということがセットではじめて結論を出すことができるのではないかと、というご意見がございました。そのようなこと踏まえて、現時点では＜提言等の例＞ということで、箇条書きにしています。ここについては、これから皆様にご議論いただければと思います。皆様のご意向から、合意文書（案）にも、「教育委員会に対して強く要望する」と強い表現とさせていただきます。よって、要望については、具体的に、これまでの議論とこれからの意見の中で言っていただければと思います。また、強い要望ではないけれど、このようなことも課題なのではないか、このように考えていけばよいのではないかと、というような提言のレベルのものもあると思います。そのようなものも、要望だけではなく合わせてまとめていただければありがたいと考えています。そのような形で、今後、提言が皆様のご意見により徐々に作られていくと考えています。

最後に確認になりますが、前回の協議会において、教育委員会としての見解を示してほしいということから、教育委員会から「統合をしない」方向性の提案をさせていただきました。そのような背景を受けて、今回の書類に至っております。そういう意味では、さまざまなご意見の方もいらっしゃると思いますので、今日またご議論いただいたうえで、時間の制約もありますので、最終的には合意形成を図っていただければと思っています。

D委員 ありがとうございます。事務局から、『合意文書（案）について』と『合意文書（案）を受けて』という2種類の書面を作っていただきました。本日は、現在事務局案として提示されている『合意文書（案）について』を、ここでご議論いただいて、協議会案にしたいと思います。その後、各PTAの総会で協議会案を確認いただき、次回の協議会に繋げていきたいと考えています。以上のことを念頭に、ご質問、ご提案、ご意見等ありましたら、よろしくをお願いします。

I委員 資料を読んで、一番思ったことです。前回、統合しない場合に残る課題として、共通理解を図ったこととして、大きく2つあったと思います。1つは、江戸川小児童数の減少をどう食い止めていくか、もう1つは、校舎の老朽化とそれに加え津久戸小における児童数増加に伴う教室不足があります。35人学級になるからこそ、普通学級の確保が必要であり、それ

以外の特別教室や共有スペースについても、改修をするなどして増やすのか、何らかの方策が必要になります。＜提言等の例＞として、『○江戸川小の新たな特色づくり ○両校の施設・校舎の改修 ○制度変更など』と書いてありますが、ここについては今後議論していくのだと思います。ただ、今回、合意文書（案）を見るにあたり、一番大事であると思っていたのは、『合意文書（案）を受けて』の内容です。この中に、「両校のより良い教育環境の実現につながるよう、最大限努力してまいります。」と書いてありますが、この「教育環境」とは何を指すのか、という部分が重要だと思います。前段のほうには、「クラス替えのできる学校規模を確保したいという教育委員会の基本的な理念は変わっていません。」とはっきり記載しています。ですから、それに沿って、統合しないのであれば、江戸川小の児童数を増やすことや学校間の格差を是正すること、それに加え、校舎の老朽化への対応や（設備の）充実なども求められます。このことは、前回の協議会でも校長先生からもご発言があったと思います。このような具体的な内容を、何らかの形で文書に表していただくことが、津久戸小委員としても重要な部分であると思っています。

整理すると、1 つには江戸川小の減少化を食い止めることが課題です。もう一つの大きな課題として校舎の建て替えや改修の問題があります。津久戸小としては、このまま児童数が増えていくことに対する課題は大きく思っています。その点についての、事務局のお考えをお聞きしたいと思います。

事務局 事務的な観点からお話しします。しかし、歯切れの悪いお話しかできないと思います。それを最初にお詫びいたします。今お話しいただいた内容などを皆様で今後蓄積していただき、最終的に提言に載せさせるものは載せていただければという思いを持っています。そのうえで、例えば、建物の話がありましたが、それについては予算が必要なことでもあります。来年度の予算については、これから予算の議会が始まるころです。よって、そのようなことも踏まえて、新年度になってから、新しい体制のもと、具体的に議論していくことになると思います。そういう意味で、歯切れの悪いことしか申し上げられないということがございます。時系列の問題ですので、それについてご理解いただいたうえで、最初に戻りますが、いまこれだけは言っておきたいというご意見等をそのまま提言にまとめていただければという気持ちがありますので、遠慮なく出していただければと思います。

I 委員 『合意文書（案）について』が（案）となっていて、こちらの教育委員会からの『合意文書（案）を受けて』も（案）となっています。今日この場で話し合われたことが、この文書に反映されて、この（案）が変わることはあるのでしょうか。先ほど言った内容が盛り込まれるということはあるのでしょうか。

事務局 ありうると思います。たとえば、誤字のレベルから、表現や追記など、具体的なご提案があれば、委員の皆様でご議論いただきながら修正していかなくてはいけないと思っています。そのような作業をしながら、いくつか修正が入って、皆様で了承されれば、表紙の上の（案）がとれます。ただし、本文の四角で囲った部分＜合意文書（案）＞の（案）については、今日の段階ではとれるのではなく、この状態で両校PTAの方々に説明していただき、

最終的に次回以降の協議会において＜合意文書（案）＞の（案）がとれると、それが総意の合意形成となると考えています。

K委員 補足いたしますと、『合意文書（案）を受けて』については、文書を出す主体が新宿区教育委員会となりますので、内容について書き直すとする、それは教育委員会の責任で直すということになります。ただし、『合意文書（案）を受けて』の文書ですので、いま事務局が言ったように、合意文書（案）が修正されれば、こちらの『合意文書（案）を受けて』もそれを受けた文書にしないとイケないだろうと思いますので、修正できる可能性があるということです。したがって、この場で話し合っ、教育委員会の文書を作ることではありません。

D委員 『合意文書（案）を受けて』については、その文面について協議会から要望等を出せるかもしれないが、あくまで文責は教育委員会なので、教育委員会に最終案を考えていただくこととなります。一方で、『合意文書（案）について』は、本協議会が出す文書ですので、この場で協議し、内容を練り上げます。そして、できれば、次回の協議会で（案）の字がとれるように進めていきたいと思っています。『合意文書（案）について』何かご意見やご提案がある方は、積極的にご発言いただければと思います。

H委員 提言等についてですが、江戸川小の保護者が集まって、統合をしない場合の要望を具体的に集めた中で、特に大きかった意見が2点あります。やはり、統合がなくなっても、このまま少人数のままになってしまうことに不安を持っており、児童数を増やすための対策をしたいと考えています。その具体的な対策が見えないと、統合しないことについて同意できないという方もいます。その中で要望したいこととして、1つは地域の未就学児数が増えていることから、学校選択制度がなくなれば、確実に児童数が増えるという意見がありますので、学校選択制度の廃止や見直しについての要望はしたいと考えています。もう1つは、江戸川小の中で、江戸川幼稚園が現在休園中の状態です。東五軒町保育園が増設されても、まだ待機児童が多い状況もありますので、江戸川小の中に幼稚園、もしくは、働くお母さんが増えているため、保育園を併設すれば、そのまま江戸川小に入学するだろうという意見が出ています。もっと細かい意見はたくさん出ていたのですが、圧倒的に多くの方が納得したのが、以上の2点でした。

F委員 地域としても、江戸川小の児童数の減少が続くことをとても心配しています。今までの動向を見ていて、やはりその点が一番大きな課題であると思っています。ですから、統合しない場合の課題のほうが大きくなってしまわないかという気もしていましたが、このような方向性の中で、どのように対応していくかということについては、PTAや学校や地域だけの努力ではできないこともあります。それについては、提言等で教育委員会に強く要望していかなければいけないと思っています。先ほど、幼稚園や保育園の要望の話が出ましたが、いまは全国的にも新宿区でも子ども園化を進めていますので、子ども園のような施設はお子様を確保するには1つの策だと思います。また、先ほど、事務局から合意文書（案）を受けて、歯切れの悪いことしか言えないということをおっしゃっていましたが、教育委員

会が歯切れが悪いのでしたら、こちらは歯切れよく、皆さんで検討して提言に入れていきたいと思ひます。この合意文書だけですと、課題が残りすぎると思ひます。ですから、提言等については、もう少しいろいろな意見をお出しただひいて、要望なり提言書にまとめてお出しして、それについて教育委員会は「最大限努力してまいります」ということですので、努力していただきたいと思ひます。おそらく教育委員会のお立場では、現時点で、「何をします」ということは出せないで、協議会の提言を受けて、それについて努力していただくというように形でお出ししたのだと思ひます。

D委員 提言については、今後6月を目途に作成するという大まかなスケジュールの目標があります。今回の『合意文書(案)について』は、3月を目途に作成するものです。〈提言等の例〉として、いま3点ほど例示していますが、この部分について、このままでよいのか、もう少し議論したうえで膨らませて最終案にするのか、皆様のご意見がありましたらお願いいたします。

H委員 〈提言等の例〉の「○江戸川小の新たな特色づくり」でも分かるのですが、もう少し具体的に、例えば「少人数増加対策」というような、確実に児童数を増やそうとする対策を要望したいと思ひています。ですから、もう少し強い表現が必要だと考えます。

D委員 「○江戸川小の新たな特色づくり」という表現をもう少し変えて、児童数が増えるための具体的な対策を書いたほうが良いということですね。

F委員 それは、別の項目として入れたらどうでしょうか。「江戸川小の新たな特色づくり」というのは、児童数を増やすこと以外にも意味があると思ひますので、「特色づくり」は別にもう少し具体的に記載すればよいと思ひます。

I委員 「○江戸川小の新たな特色づくり」という表現を見て思っただひですが、以前の「項目別課題等想定シート」を見ると、PTAがやる場合と学校がやる場合が書かれていたと思ひます。そう考えると、この〈提言等の例〉の部分では、主語がないので曖昧です。もちろん、提言は教育委員会あてに出すので、教育委員会がやるということはわかるのですが、もう少し、どこが何をするのかという付記をするというように、ある程度見通しが立てられるものがないと、漠然としているように感じます。

D委員 確かに、学校の特色づくりというのは校長先生の裁量のなかでできますし、これまでも校長先生に実施いただひていると思ひます。ですので、わざわざ提言の中に書かなくても、良いのではないかと思ひます。提言に書くとするならば、学校の裁量ではできない何かということになると思ひます。

F委員 先ほど意見として出てきた、幼稚園や保育園、子ども園などの要望を入れることも必要だと思ひます。

D委員 具体的に、どのような文言にするかは後で検討するとして、提言例に記載すべき要素をお出しいただひければ、一定の方向性や項目ごとのまとめ方が見えてくると思ひます。

I委員 対策としては、まず短期的なものが必要であり、中長期的な10年見通して考える制度的な対策が必要になると思ひます。短期的な対策として考えると、江戸川小の中に未就学児の

居場所を作るということが一番良いと思います。それに加え、地域の方がボランティアとして参加するなど、そういうスペースを作っていただくのはどうだろうかと考えました。赤城幼稚園がなくなって、未就学児が津久戸幼稚園や他の地区などいろいろなところに行っています。その中で、この地域の落ち着いた環境の中で、江戸川小に未就学児のための居場所を作り、そこに関わる方は、保育の専門の方も必要だと思いますが、地域からのボランティアを募集すれば、子どもと親御さんと地域の方の繋がりができるきっかけになるのではないかと思います。私は、以前津久戸幼稚園の「未就園児の会」でJ委員さんとボランティアをしていたことがありますので、まずはそういう形でも良いのかなと思います。統合はしません、この学校のスペースを有効活用して、皆さんが集える場所に行く、ということも「新たな特色」として言えるのではないかと思います。なぜこのような提案をしたのかというと、学童クラブや幼稚園、子ども園という考えはとても良いと思うのですが、(設置できるまでに)時間がかかると思うのです。時間がかかるとも中長期的には考えつつ、それ以前にすぐできることが何かあれば、それを皆さんで協力して協議会の中で話を組み立てていければよいのではないかと考えています。本当に拙い提案で申し訳ないのですが、一つの提案として申し上げます。

F委員 コミュニティースクールの幼児版のようなイメージですね。

I委員 そうです。そのまま未就学児のお子さんが江戸川小に入学したいと思ってくれば良いと思います。未就学児のときから小学校への繋がりがあることと、友達がいることは大きな安心感に繋がるのではないかと思います。

D委員 未就学児の居場所を作りたいというご意見ですね。幼稚園や保育園、さらには子ども園等、色々な形態を含んでいるご提案ですね。

I委員 もちろん、そのようになるのが理想だと思います。

J委員 風評被害の対策ということもあるのですが、未就学児だけではなく、地域の方々やいろいろな方が空いている教室を利用できるようにして、たくさんの方が学校を見に来てくれるようになると学校の良さが周りに広がっていくのではないかと思います。(今よりも)さらに開かれた学校にできたら良いと思います。

E委員 今までの案に賛成です。先ほどI委員さんが言っていたように、赤城幼稚園がなくなり、この地域のお母さん方は文京区まで自転車を走らせて(幼稚園に)通っているという方もいると聞いています。公立の学校の中に設置する未就学児の施設として、可能かどうかはわかりませんが、多機能を持った施設にするのが良いのではないかと思います。多機能というのは、英語が学べたりするなど、ある保育園で実施されていて、大変人気があると聞いております。ただ、私の知る限りでは、保育園はお仕事を持った方が対象ということですが、仕事を持つということも難しい現状がありますので、できるだけ多くの方が入れるような施設が必要であると感じます。

I委員 質問なのですが、今いくつか案が出ましたが、これらについて認められるまでの手続きはどのようになるのでしょうか。保育園や子ども園を設置するとなると、いろいろな手続き

が大変なのだと思うのですが、未就学児の居場所づくりや施設開放などは、その学校の校長先生の許可で良いのですか。たとえば、小さいお子さんを預かるためには、有資格者が何人必要だという基準があるのだと思います。「特色づくり」について、ここで案を出したとしても、私たちにとっては、(実施されるまでの)手続きが一番ネックになると思います。ですので、今出したような案が実現されるとしたら、手続きのルートはどのようになるのでしょうか。今分かる範囲で良いので教えてください。

K委員 <提言等の例>として3つ書いてあることを含め、今いくつかのご提案がありました。お聞きしている中で、おそらく実施が可能であろうと思うことや難しいだろうと思うことがありました。また、実施する主体も教育委員会や学校や保護者の方など、いろいろなものが交ざっていますので、個別具体的に検討していくしかないと思います。ですから、一つひとつの案について、ここで私がお答えするのは無理があります。したがって、提言については、制限なく皆様からお出しいただきたいと思っています。もちろんその中で、できることとできないことがあると思います。しかし、先ほど申し上げましたとおり、教育委員会としては、いただいた提言については最大限努力するということはお約束いたします。

D委員 最終的に提言としてまとめることと、今回の『合意文書(案)について』の<提言等の例>に記載することは必ずしも一致しなくても良いと思います。まずは、今考えていることを案として出し、それを深掘りしながら、提言をまとめていければ良いと思います。

A委員 おっしゃるとおりで、今回の協議会で決めるのは、提言の内容を考えるということではなく、『合意文書(案)について』がこの内容で(両校PTA総会に諮りに)行って良いのかということだと思います。提言については、今後協議するということですので、いま提言のことを一生懸命考えるのは、まだ時期として早いのではないかという感覚を持っています。ですから、私が皆様にお聞きしたいのは、『合意文書(案)について』について、中身としては合意文書(案)があり、その前後に文章が付いている。そして別添で、教育委員会が「努力する」という文書が付くという構成で良いのかどうかということです。私の意見としては、この形で行くだろうと思っています。また、別添として教育委員会からの文書が付いていますが、通常こういう文書が付くのが一般的なのか、教育委員会がなぜ今回ここまでお書きになる文書が必要だったのか、というお話をいただくと、文書の位置づけも分かってくるのではないかと思います。

K委員 教育委員会から委員として、私が協議会に入っていますが、今回の合意文書(案)は、協議会としての文書です。そのため、協議会の意見と教育委員会の意見が一致しているのかどうかについて、見た方が不安をお持ちになるのではないかと思います。したがって、統合等検討協議会ということではなく、教育委員会としての考えを明確にお分かりいただくために文書を作成いたしました。

A委員 逆に言えば、合意文書(案)の中に、具体的に書き込むことができない代わりに、少しでもそれを担保するためにお書きいただいているという意味も強いのだと思います。

K委員 おっしゃるとおりです。

- A委員** そういう体裁の文書であるということを皆さんで合意しないと、これからPTAに説明もできないということもあります。
- D委員** 『合意文書（案）について』の構成について、何かご意見がある方はいらっしゃいますか。
- A委員** 協議会として、合意する文書というのは、四角で囲ってある〈合意文書（案）〉のところということですよ。
- D委員** そうです。
- F委員** 〈合意文書（案）〉からすると、その〈理由〉については、この1、2、3で良いと思うのですが、今回「統合をしない」という結論を出す理由として一番大きいのは、子どもが増えていくことが読み取れるということよりも、35人学級の導入により、教室が足りなくなるという問題なのかなと思います。今までの議論の流れから、そのように思うので、〈理由〉の「1. 江戸川小の児童が増加する可能性が高まっています」と「2. 学級編制基準が見直される方向となっています」を入れ替えても良いのではないかと思います。そうすると、上の〈合意文書（案）〉の「現時点では江戸川小の通学区域内の未就学児に先行き増加傾向が読み取れるほか、国の35人学級の導入による普通教室不足への懸念など、教育環境が大きく変化しています。」の部分も、文書を前後入れ替えたほうが良いという気がするのですが、いかがでしょうか。
- G委員** 「現時点では江戸川小の通学区域内の未就学児に先行き増加傾向が読み取れるほか、～」の部分で、「現時点」とありますが、今までも通学区域内に30人ほどの方がいるのにもかかわらず、現実には江戸川小に一握りの方しか入学されていなかったのですよね。ですから、今までもこのような傾向から児童数が減っていたのですから、やはり一番の原因は35人学級の導入の動きだと思います。これが出てきてから、教室が足りなくなるなどの問題が出てきて、教育環境が大きく変化したと言われたのではないかと思います。ですから、（理由としては）35人学級のほうが主であり、統計については今後もこのままで推移するのかということは第二、第三の問題であると思います。
- H委員** 確かにそうだと思います。数年前から、通学区域内に子どもはいるのに入学してこないという事実があります。新宿区内で、牛込A地区だけでも良いのですが、学校間で児童数の格差が生じてしまっていることを是正する必要性もあると思います。ですから、津久戸小と江戸川小だけの問題ではなく、市谷小や早稲田小など、人数が増えてしまっていることが35人学級の導入において問題となっているわけですので、そのようなニュアンスが入るのも良いのではないかと思います。
- F委員** 〈理由〉「1. 江戸川小の児童が増加する可能性が高まっています」は、文章を読めば分かりますが、この見出しからだとなら、江戸川小の通学区域の子どもだけが増えているように見えてしまいます。すべて読めば、隣接校も増加しているということは読み取れるのですが、特に津久戸小は増加することにより、教室が足りなくなるという問題があるわけですよ。
- D委員** 皆さんの意見をまとめますと、〈理由〉1の見出しを、「津久戸小と江戸川小をはじめ、

牛込A地区の小学校の児童数が増加する可能性が高まっています」と修正するイメージでしょうか。いま意見として出ている、〈理由〉の順番を入れ替えることについて、見出しの表現を修正することについて、事務局から意見や修正案等がありますか。

事務局 〈合意文書（案）〉は四角の枠組みの部分だけなので、その下の〈理由〉の順番を入れ替えることについては何の問題もないと思います。そのうえで、それに連動する形で〈合意文書（案）〉の文章も入れ替えて修正するというのであれば、これは提案なのですが、できればその部分については、事務局一任というよりは、具体的な表現については是非皆様で考えて修正していただき、了解をしていただく形にしていただけるとありがたいと思います。

D委員 特に〈合意文書（案）〉については、協議会の中で検討し、文言を詰めてほしいということです。〈理由〉の1と2を入れ替えた形に合わせて、合意文書（案）を修正すると、「国の35人学級の導入による普通教室不足への懸念の発生に加え、津久戸小と江戸川小をはじめ、牛込A地区の通学区域内の未就学児に先行き増加傾向が読み取れるなど、教育環境が大きく変化しています。」となります。微修正はあると思いますが、このような感じでいかがでしょうか。

事務局 一点だけよろしいでしょうか。いまご意見の中で、裏面の参考資料を見ていただきたいのですが、牛込A地区全体としてみると、未就学児数は確かに増えているのですが、その大きな要素は津久戸小と江戸川小の通学区域内のお子様が増えていることにあります。たとえば、早稲田小の場合、0歳児は多いのですが、必ずしも著しく増えているということではなく、高止まりしています。そのようなことを考えたときに、周辺校まで入れるのはどうかという懸念はあります。

F委員 それでは、江戸川小だけでなく、「津久戸小および江戸川小の通学区域内の未就学児に先行き増加傾向が読み取れる」という表現にするのはどうでしょうか。結局は35人学級になると、津久戸小通学区域内の未就学児が増えていて、教室が足りなくなるということですので、「津久戸小」も入れたほうが良いと思います。

D委員 増加傾向が江戸川小よりも津久戸小のほうが顕著だということもあるので、それで良いと思います。

G委員 〈合意文書（案）〉の「中期的な視点（10年程度）」についてですが、中期的な視点は10年ではなく、もっと短いスパンで、5年くらいで見たほうが良いのではないかと思います。昨年協議会を設置してからこのような変化が出てきたわけですから、10年というのは長すぎるのではないかという気がしたのですがいかがでしょうか。

E委員 私は逆に5年では短いのではないかと思います。なぜかというと、この10年かけて徐々に江戸川小の児童数が減ってきたという事実があります。教育委員会がおっしゃっている、35人学級が導入されることにより、自然に児童数が増えていくのではないかと見込まれているものもすぐには動かないと思います。徐々に動いてきたと感じるまでには、2～3年、3～4年かかると思います。ある程度の固定した人数がしっかりと確保できるまでには10年くらいかかるのではないかと思います。また、10年くらい経つと、両校とも耐震補強の見直しの時

期に入ってまいりますので、「中期的な視点」が10年というのはちょうど良いのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

H委員 私も5年だと、例えばここで結論が出て、また5年後に話し合いが始まると考えると、いまの1年生が6年生になった時にまた同じ話が始まるということもなりうると思います。ですから最低でも10年くらいは様子を見るというほうが良いかと思います。

D委員 今後10年間は、統合の話をしなくてすむような、結論と対応策を用意すべきということですね。

F委員 私が以前、中期的な視点が5年では短すぎるのではないかと言ったので10年となったのだと思います。5年の間にまた統合の話が出てくるようなら、今回の結論は何にもならないと思いますし、そうなるのならここで統合するという結論を出したほうが良いと思います。ですから、統合しないのなら何とか子どもの数を確保して、最低でも10年くらいは保ちたいという思いはあります。

G委員 私も希望としては、10年くらい保てば良いと思います。しかし、このように教育環境が変わっていく中で、10年では長すぎるのではないかと思います。

F委員 確かに、10年となるとそのような懸念はありますし、本当に5年で統合の話が持ち上がってしまう可能性もあります。しかし、今回統合しないと決めるからには、できる限り統合の話が持ち上がらない状態を長引かせなければいけないと思いますし、今回この協議会で決断をするにあたり、皆様のさまざまな思いがあったうえでの結論だと思うのです。

G委員 なぜこのようなことを申し上げたのかというと、一つには即効性のある対策がないということがあります。何か施設を作るといふもの時間がかかりかかるものだと思います。それですと、現時点では、ただただ萎んでしまうばかりだと思うのです。そのような懸念を私は持ちました。

F委員 本当にG委員さんのおっしゃるとおりです。私もそのことを本当に心配しています。

H委員 即効的な対策ということであると、学校やPTA、地域の努力だけではなく、行政の制度的な見直し等がないと難しいと思っていますし、行政がそのような対応をしてくれるという私たちは安心ができます。その一つが学校選択制度であると思っています。ただ、新宿区全体として学校選択制度の見直しを考えると、時間がかかることだと思うので、例えば江戸川小学校の人数を増加させるための緊急措置のような形で、他の学校は現行のままの制度のなか、江戸川小だけ一足先に地域の学校に通うようになるような制度の見直しをかけるようなことがあると、確実に児童数が増えるのではないかと思います。他の自治体で、長崎市や久留米市などで実施しているのですが、指定校よりも近い学校のみ選択できるというような選択範囲の見直しなどを行っている例もあります。学校選択制で選択する理由として、学校までの距離が近いことや安全性を一番の理由にする方が多いと思います。そういう意味では、自宅から近い学校を選択するという条件であれば、指定以外の学校を選択できるというような形にするのも一つの方策なのではないかと思っています。

F委員 この地域で当てはまる場所はありますか。

D委員 東五軒町が津久戸小と江戸川小のどちらに近いかというところだと思います。それ以外の町会は、江戸川小の方が近いと思います。

K委員 今のお話は、学校選択制度が導入される前にもありました。学校選択制度については、根本的な部分を見直すことは考えておりませんが、仮に制度を見直したとしても、指定校変更制度が残っています。学校選択制度の導入以前も小規模校化が進む中で隣接校に行く方が多かったわけです。ですから、そこは児童数が減った根本的な原因ではないのではないかと思います。指定校変更制度は、国から通学区域の弾力化の通知が出されたことにより、なるべく認めるという方向になっています。それが学校選択制度の導入により、理由を出さなくてもよくなったということだけですので、おっしゃったような方策で児童数が増えるかという点と難しいかなと思います。やはりそれよりも、お子様の数が増えてきているということと大きいと思っています。繰り返しになってしまい申し訳ないのですが、もう一度裏面の参考資料の江戸川小通学区域内の人数の推移を見ていただくと、平成4年度の216人から平成6年度の189人まで減って、それから増えて、平成14年度の279人になり、それから減っていき、平成18年度に243人となっています。単純に減っているのではなく、増減を繰り返してきています。平成21年度は281人となっており、平成14年度とほとんど変わりません。ですので、適正配置の取り組みを始めた時点では、今後子どもの数が増えていくと確信できませんでした。ただ、平成22年度になって293人となり、平成14年度のピークを大きく超えたことから、人口推移については注視しておりました。その中で、秋頃35人学級の動きが見え始めました。さらに今年1月時点の子どもの数を見たとき、さらに昨年を上回る人口増がありました。この2つの要素が、今回統合を見送ったほうがよいのではないかと教育委員会としての考えに至った決定的な要素です。この数年に江戸川小に入学する子どもがなぜ減ったのかというと、やはり統合の話が持ち上がったことが大きいと思っています。ですから、結論はなるべく早く出したほうがよいと申し上げました。もし仮に、統合はしないと決めるのであれば、今後安心して江戸川小に入学してきてくれると考えています。江戸川小への入学率はここ数年低くはなっていますが、過去には70%、80%を超えていた時期もあり、特に平成9年には95%となっています。ですから、小規模校だから、統合の対象校だから、という要素がなくなれば、私は心配ないと思っています。ただ、皆様のご不安もわかりますので、それに対しては心配するような事態になればきちんと対応しなくてははいけないと思いますが、あまり心配をしなくても大丈夫なのではないかと思っています。

I委員 いまのお話は確かにそのとおりのことだと思うのですが、私たち保護者がこの地域にいて思うのは、統合しないということになれば、確かに学校を選ぶ理由にはなりません。ただ、来年度江戸川小に1年生がどれだけ入学するか分かりませんが、実際に上の学年が1桁であったり、やっと1桁を超えるくらいの人数の学校に、統合はしないから大丈夫だと言われたとしても、自分が親の立場だとしたら統合しないなら入学させようと本当に思うかと思うのです。もう少し児童数が増えてからなら入学させようという気持ちがあっても自然だと思いません。ここまで減ってしまったところで、統合しないから江戸川小にしようという気持ちに加

え、たとえば学校選択制度の特例的な変更により、学校選択制で減った分を取り戻そうという行政の援助がいただけたら、保護者の安心感にも繋がると思うのです。もし2年生が少ないとして、私が新入生の保護者だったら、もう少し経ってからかなと思うのです。その手助けを行政にお願いしたいということです。

D委員 まさにそういう話だと思います。それについては大事な話なので後できちんと検討したいと思います。まずは<合意文書(案)>の文を検討したいと思いますが、先ほどの「中期的な視点」については、「(10年程度)」のままでよろしいでしょうか。

一同 (同意)

D委員 その他、<合意文書(案)>について、ご意見はありますか。

A委員 <合意文書(案)>と教育委員会からの『合意文書(案)を受けて』を読ませていただきました。提言の例とも重なるのですが、先ほどI委員さんもおっしゃったように、津久戸小の施設の問題もあり、津久戸小自体のより良い環境の整備の必要性についても、皆さん共通認識をお持ちであると思います。それを踏まえて<合意文書(案)>に戻ってみると、下3行は江戸川小の児童数を増やすための方策を検討するとは書いていません。教育委員会さんの文書から表現をいただくような形で、「両校のより良い教育環境の実現」も含めた方策を考えていくというほうが、今後まとめる提言等とこの<合意文書(案)>の関係を考えると良いのではないかと思います。たとえば、「なお、江戸川小の児童数が増加傾向で推移していくための方策をはじめとして、両校のより良い教育環境を整備していくための方策を、」というような文章はどうでしょうか。

D委員 このご意見については、いかがでしょうか。

一同 (同意)

D委員 それでは、この部分についても、ご指摘のように変更することとします。今まで<合意文書(案)>について、2点変更がありました。1つは統合の必要性がなくなったとする理由づけの順番を入れ替えました。もう一つはいま修正した、方策の追記です。また、理由づけの順番の変更に伴い、その下の<理由>の記載も、1と2を入れ替えます。また、1の見出しについても、「江戸川小の児童が増加する可能性が高まっています」から、「津久戸小・江戸川小の通学区域内の未就学児数が増えています」という表現に修正します。ここまではよろしいでしょうか。その他、<理由>の部分で何かございますか。

それでは、<今後の予定>についてどうでしょうか。

H委員 スケジュール的なことで気になることがあるのですが、江戸川小学校のPTA総会が来週あります。ですので、もし今日ここで<合意文書(案)>が決まれば、江戸川小では来週に確認が取れます。津久戸小のPTA総会が3月15日ですので、両校の確認が取れた後、協議会で決定をし、それを教育委員会にかけるのが4月の第一週目になると思います。気になるのは、来年度の1年生が激減しています。今さら無理なのかもしれませんが、統合がなくなったということをお知らせすることで、一人でも二人でも(江戸川小に行くことを)検討する方が出てくるのではないかと考えています。そのときに、指定校変更がいつも随時受け

付けているということも聞いていますので、この結論を早く周知したいという思いがあります。

K委員 この〈合意文書（案）〉が固まれば、それを協議会だよりに載せて周知することはできません。

H委員 はい。さらに協議会だよりに、「指定校変更は随時受け付けます」というような一文を載せていただくと、それを見た未就学児の保護者の方で、（江戸川小にしようか）迷っている方がいれば、申請をするきっかけになるのではないかと思います。わずかな希望でも、皆さんに周知するには、協議会だよりが一番目につくと思いますし、早いのではないかと思います。

K委員 それは検討させてください。

H委員 よろしくをお願いします。

D委員 それでは、指定校変更についてご検討いただいて、可能ならば載せていただくということにしたいと思います。〈今後の予定〉の部分についてはこれでよろしいでしょうか。

一同 （同意）

D委員 それでは、〈提言等の例〉についてはいかがでしょうか。

G委員 お聞きしたいのですが、現在江戸川幼稚園が休園しているということですが、休園ということは、いつでも開園できるのでしょうか。それとも、最低人数の規定等があるのでしょうか。

K委員 幼稚園の学級編制基準は13人となっています。

G委員 やはり、児童数を増やすために即効性のある対策として、幼稚園などを設置するのが良いのではないかと思ったのですが、現在も待機児童はかなりいらっしゃるのでしょうか。

H委員 東五軒町保育園は現在も待機している方はいると聞いていますが、幼稚園の待機児童はいません。

G委員 子ども園のようなものに変更するのにも時間がかかるのでしょうか。何か即効性のある対策を考えなくてはいけないと思っています。

I委員 幼稚園ならば、3年保育があると良いと思います。津久戸幼稚園は2年なので、あいじつ子ども園に流れてしまったり、津久戸幼稚園からも3年保育を要望している声は多いです。ですから、3年保育のほうがニーズに合っていて効果的なのではないかと思います。

E委員 いま〈提言等の例〉まで進んでしまったのですが、先日、両校の合同特別委員会でも話が出たのですが、〈合意文書（案）〉の中に、「今後も津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会として検討したうえで、」と書いてあるのですが、会の名称が今後もこのままだと、まだ統合の話をしているのだという印象を持たれる可能性があると思います。ですから、会の名称を、たとえば「未来の学校を考える協議会」など、もう少し耳障りの良い名称に変えるということは可能なのでしょうか。

D委員 今のご意見については、〈提言等の例〉がまとまってから検討してもよろしいですか。

E委員 はい。

D委員 今後、6月を目途に協議会としての提言をまとめていくこととなりますが、今回の『合意文書（案）について』の中で＜提言等の例＞をどの程度書くか、事務局案に修正や追加をするか、についてはいかがでしょうか。

J委員 先ほどのお話において意見として出ていた、「江戸川小の児童数増加のための具体策」、「幼稚園や保育園などの未就学児の施設の併設」なども入れたほうが良いのではないかと思います。

D委員 そうですね。事務局案では『○江戸川小の新たな特色づくり ○両校の施設・校舎の改修 ○制度変更など』の3点が書かれていますが、その中の『○江戸川小の新たな特色づくり』と『○制度変更など』というのは、「江戸川小の児童数増加策」だと思います。そのほかに、江戸川小の児童数増加策として、「未就学児の居場所づくり」という案が出され、これについては、子ども園の併設という具体案が出たと思います。また「風評対策」というご意見が出ていました。そのような括り方もあるのではないかと思います。

H委員 是非、「風評対策」みたいなものは載せていただきたいと思います。

D委員 個人的な意見としては、『○制度変更など』の項目の中に、たとえば「大規模校と小規模校の児童数格差の是正、地域・通学区域の重要性の確認、通学距離・通学の安全性の確保」などという制度変更の視点を入れるのはどうでしょうか。細かな具体策というよりも、大括りな項目でまとめられたら良いのではないかと思います。

I委員 「風評対策」ということでも、このような具体的な案を出すことで、皆さんがイメージや、期待感を持てると思うので、とても効果的だと思います。この3点だけだと、伝わらないのではないかと思います。私たちは、ここで話しているのでイメージがあるのですが、この＜提言等の例＞を見ただけではどのような内容になるのかが分からないと思います。そういう意味で、『○両校の施設・校舎の改修』の項目も、きれいにまとまっているのですが、校舎の老朽化対策や、講堂や共有スペースの狭小化への対応として校舎の改修や建て替えなど、もう少し具体的に書いていただけると良いと思います。

D委員 具体的に文章にする場合、どのようにまとめたらよろしいでしょうか。

I委員 一つには、「校舎の老朽化対策」については両校に共通していることと思います。もう一つは、津久戸小については、普通教室が足りなくなる状況があること、またトイレなどの共有スペースの改修の問題もあります。文章にするなら、＜理由＞の部分に「普通教室の確保」という文言が入っているので、その文言と対応させる形で、うまく表現していただけるとありがたいと思います。やはり、この＜理由＞があって統合しないという結論になるのだと思うので、何か良い表現はないでしょうか。これを見た人が、津久戸小の教室不足への対応であるということが分かるような表現が入れば良いと思います。

K委員 少し補足しますと、基本的に通学区域内のお子様に対して、教室が足りないから入れないということは、絶対にいたしません。ただ、それについてご心配であるということでしたら、もちろんお書きいただくのは構いません。

D委員 どのような表現がよろしいでしょうか。ここがまとめれば、概ね固まるかと思います。

- G委員** 今まで皆さんが「項目別課題等想定シート」にまとめてくださったものがありますので、それを基本に提言していけば良いのではないかと思います。
- D委員** 「項目別課題等想定シート」では、統合しない場合の解決策として、「江戸川小の特色のアピール」「江戸川小の新たな特色づくり」「制度変更など」とまとめられていますが、それを大項目だけでなく、細かい項目まで書いたらどうかということでしょうか。
- G委員** はい。あのシートの内容が、今まで私たちがまとめてきたものだと思います。やはり私たちではできない、行政のお力をいただけないとできないものもありますので、お願いしたいと思います。
- D委員** <提言等の例>に記載してある3点の項目は、「課題等想定シート」から抜粋されたものですが、いまG委員さんがおっしゃったのは、この大項目の3つだけを書くのではなく、その下についている具体例まで出したらよいのではないかとのご提案でしょうか。
- G委員** はい。
- A委員** 私は、いまのご意見と逆の考え方なのですが、今回はこの『合意文書（案）について』の中身を決定しなくてはいけないということがあります。そして、先ほどから皆さんも合意しているように、『合意文書（案）について』とは別に、来月以降に提言集は出すわけなので、その時に、具体的な思いを載せるということだと思っています。いまお話しいただいている<提言等の例>のところは、『合意文書（案）について』を読んだ人が不安にならない程度に、全体的なバランスも含めて、(いろいろな意見の)網羅性があり、代表的なことを書いて、簡潔にまとめたほうが良いのではないかと思います。ですので、項目を増やすとしても、あと4つ程度までが良いと思っています。
- D委員** 全体的な視点としては、<合意文書（案）>では、「今後も津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会として検討したうえで、新宿区教育委員会に対して提言し、その趣旨が反映されることを強く要望するものです。」となっており、教育委員会さんからは『合意文書（案）を受けて』の中で、提言に対しては「最大限努力します」という文書をいただいています。今の時点では、その要望が、どのような内容になるのかが確定していないことと、たとえ確定したとしても、どこまで実現できるかが、はっきりしていないということが複雑な要因になっています。それを踏まえて、この<提言等の例>をどのようにするか、ということを考えていければと思います。
- A委員** スケジュール的には、江戸川小では明日には保護者の皆さんに『合意文書（案）について』を配布するのですよね。ということは、この場で『合意文書（案）について』をまとめることが今日のミッションになっているので、できれば具体的にご提案いただいたほうが、予定通りに進むように思います。
- H委員** 『〇江戸川小の新たな特色づくり』というところですが、先ほどの「江戸川小の児童数増加対策」というほうが強い言い方になると思ったのですが、これをそのまま残すということであれば、誰がやるのかということが分からないので、「特色づくりを行政がバックアップする」という表現があると、とても安心するのですが、どうでしょうか。

- D委員 「行政による江戸川小の特色づくりのバックアップ」という表現でしょうか。
- H委員 はい。そのほうが、みんなが頷けるかなと思います。
- D委員 教育委員会として、「行政によるバックアップ」という表現は構わないですか。
- K委員 提言ですので、制限を設けることはしませんので、何でもお書きいただければと思います。ただし、1点だけ申し上げますと、この提言は＜合意文書（案）＞にもありますように、すべて「江戸川小の児童数が増加傾向で推移していくための方策」です。
- H委員 はい。
- M委員 「特色づくり」というのは、主に学校から教育的内容を打ち出すときに使う言葉です。そのような意識があるので、みんなで考えてつくるものとは意味合いが違うのではないかと思います。ですから、「特色づくり」という言葉をそのまま使ってしまうと、学校の教育的内容までみんなで考えるという誤解を招きかねないという気がします。もう少し違う言葉で表現できないかなと思います。
- D委員 たとえば、どのような表現が良いと思いますか。
- L委員 いままでの議論の中で、江戸川小学校には少人数であるとか、地域のさまざまな特色があるわけなので、「江戸川小の特色を活かした学校づくりへの支援」という表現ではどうでしょうか。支援というのは、地域も保護者もバックアップするし、もちろん行政もバックアップするという意味です。やはりみんなで江戸川小の現状をより良くしていくために支援していくということで、誰がということあまり特定してしまうよりは、江戸川小に関わるすべての人が支援するという広い意味での考え方はどうでしょうか。
- M委員 「特色を活かした」というよりも「環境を活かした」という表現のほうがしっくりきます。
- L委員 そうですね。
- D委員 「江戸川小の環境を活かした学校づくりへの支援」ということですね。それでは、今まで出た意見をまとめて読み上げます。
- 「江戸川小の環境を活かした学校づくりへの支援」「両校施設の老朽化対策及び普通教室の確保」「江戸川小における未就学児の居場所づくり」「風評対策（さらなる開かれた学校）」「制度変更など（大規模校と小規模校の格差是正、学区の重要性、通学における安全性の確保）」という意見が挙がっています。これらは『合意文書（案）について』の中で＜提言等の例＞として載せる項目ですので、このまま提言になるかは分かりません。ただ、大きな視点としてこのようなことを考えながら、今後提言を検討し詰めていくことになると思います。
- F委員 「風評対策」というのは、入れないほうが良いのではないかと思いますのでいかがでしょうか。
- H委員 統廃合をするという噂があるために児童数が減ってきたという事実があるので、そこを何か表現できないかと思っています。
- K委員 早く正しい情報を流すということですか。
- D委員 「正確な情報の提供」という感じでしょうか。

- K委員** それについては、今までもなるべく早く情報は出してきましたし、あまり提言の中に書く内容ではないのかもしれませんが。
- F委員** 「風評対策」というのは書かなくてもよい気がします。また、「未就学児の居場所づくり」ということですが、できたら「子ども園」などを要望したほうが良いのではないのでしょうか。
- D委員** 「未就学児の居場所づくり」のあとに、「(分園方式の子ども園の設置など)」と追記するのはどうでしょうか。
- F委員** そうですね。それに、ボランティアが未就学児の居場所づくりとして関わるということも、实际的に、地域のボランティアがどれだけ関わられるか、ということがあります。努力しても途中で砕けてしまっただけでは何にもならないと思うので、確たるきちんとした施設を設置するという努力をしてもらったほうが良いのではないかと思います。
- C委員** そうですね。やはりボランティアというのは、人任せの部分が出てきてしまいます。そうすると、なかなか進んでいかないところも結構あるのかと思いますので、「ボランティア」と表現しないほうが良いと思います。やはり要望するのであれば、きちんと(資格を持った)人たちを行政側で組んでいただき、お仕事の一環としてやっていただいたほうが、きちんと進むと思います。
- F委員** 行政に対して(子ども園などの設置を)要望して、できなかった場合には、皆さんで何とかしようという形でボランティアなどを考えていっても良いと思うのですが、最初からきちんとした責任あるものを作っていたほうが、実現するかどうかはわからないにしても、要望はしていったほうが良いと思います。
- I委員** そうですね。施設ができるのが一番良いですね。
- D委員** 議事もまだ残っていますので、そろそろ協議会案を確定していきたいと思います。ほかに何かございますか。
- C委員** 先ほどから、どのように表現すればよいか考えていたのですが、いままで平成20年から進められてきて、私は統合したほうが良いという気持ちで進んできました。それも教育委員会のほうで、統合のご提案があって、このような会ができたのだと思います。この中で検討していても、やはり統合しない場合のほうが大きな課題が残ると思っています。この段階に来て、このような発言をするのはおかしいと思っているのですが、ただ、そういう中で、統合しないという結論を出すのであれば、江戸川小学校の児童数を回復しなければいけません。その一つに、先ほどから学校選択制の廃止というご意見が出ています。これについては、先だって、学校の先生方や町会や育成委員会などを対象とした、学校選択制度のアンケートが実施されて、その結果が出ていました。その結果では、「学校選択制はあったほうがよい」という意見が結構多かったのですが、そういう中で、学校選択制を廃止するのはなかなか難しいのだと思います。また、K委員さんも、学校選択制を廃止しても、指定校変更制度があって抜け道があるというお話がありました。ですから、江戸川小学校への対策として、「緊急に、特例で」ということを入れてほしいと思います。制度変更などを順序だてて決めていったときに、その間に数名の子どもしか残らないということが、この数年の間に出てきてしまった場

合、そこから統合なんて言っていられないと思うのです。ですから、制度的なものでも、緊急性があるということで特例を作っていたらいいと思うのですが、どのように言葉として入れたら良いでしょうか。

D委員 「制度変更など」の主な視点の中に、「江戸川小の児童数増加への緊急的な特例対策」という項目を入れたらいかがでしょうか。

C委員 はい、やはり、すぐにいろいろなことを考えていっても、1～2年で児童数が回復するということは考えられないと思うのです。その間、全学年1桁になったり、0人の学年も出てくる可能性もあります。ですから、緊急で何か対策を講じてもらっても、特例でやってもらわないと難しいと思うのです。

D委員 特例的な措置がないと、今のままでは不安が残るということですね。

C委員 保育園の併設などは、(手続き等の)ルートを組んでいくと時間がかかります。ですから、そういうことも緊急的に例外を認めていただくような表現が何かあればと思います。

D委員 「緊急措置としての特例的対策」というのはいかがでしょうか。

C委員 良いと思います。

D委員 それでは、まとめたいと思います。皆さんの総意がないとここに記載するのは難しいと思いますので、「風評対策」については、除きたいと思います。また、C委員さんの「緊急措置としての特例的対策」を追記するというご意見については、皆さんいかがでしょうか。

E委員 そこに「教育委員会が認めた場合」という文言は付けなくても良いですか。

F委員 そうすると、教育委員会が認めないとできないことになってしまうと思いますので、要望としては入れないほうが良いと思います。

D委員 他にご意見がないようでしたら、＜提言等の例＞については、これでよろしいでしょうか。記載する順番としては、「両校施設の老朽化対策及び普通教室の確保」だけ色合いが違っているので、最初か最後に持っていきたいと思うのですがどうでしょうか。

A委員 最後が良いと思います。

D委員 それでは、もう一度読み上げます。「江戸川小の環境を活かした学校づくりへの支援」「江戸川小における未就学児の居場所づくり（分離型子ども園の設置など）」「制度変更など（大規模校と小規模校の格差是正、通学区域の重要性の確認、通学における安全性の確保、緊急措置としての特例的対策）」「両校施設の老朽化対策及び普通教室の確保」ということでよろしいでしょうか。

F委員 「通学区域の重要性の確認」とはどういうことですか。

D委員 基本的には、地域の子どもが地域の学校に行く風土、もしくは制度を目指してほしいということです。

F委員 そういうことなのですね。何かもう少し、違う言い方のほうが良い気がします。

D委員 「地域及び通学区域の重視」というのはどうでしょうか。

F委員 そうですね。「確認」だと確認だけで終わってしまう感があります。

A委員 これは、学校選択制度と通学区域制度の2つの制度を検討する観点ということですか。

D委員 そうです。私のイメージでお話ししますと、「制度変更など」という短い表現では、言わんとする内容が見えてこないのです、その視点を記載しているものです。

A委員 それならば、まずは「学校選択制」と「学区制度」という言葉を書いたほうが分かり易いのではないのでしょうか。

D委員 それでは、「制度変更など」を、「学校選択制などの制度変更」とするのはどうでしょうか。

一同 (同意)

D委員 それでは、「学校選択制などの制度変更」と修正します。他にご意見はありますか。提言については、今後、6月に向けて具体的に詰めていく機会があります。今回は、協議会が考えている提言の方向がこのようなものであるということが示せれば、十分に目的を達成していると思います。よろしいでしょうか。

一同 (同意)

D委員 それでは、<提言等の例>については、このようにまとめたいと思います。

つぎに、先ほどのE委員さんからのご意見に戻りたいと思います。E委員さん、もう一度お願いします。

E委員 今後の検討していく協議会の名称についてですが、「津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会」という名称を変更することは可能でしょうか。この名称のままですと、まだ統合の話が終わっていないのだというイメージを与えてしまうのではないかと懸念されます。

D委員 提言を出した後のことでしょうか。それとも、いまから名称を変えたいということでしょうか。

E委員 先のことを検討する協議会がどこまで続けられるのかがイメージが湧かないのですが…。

F委員 提言をまとめるまでと私は思っています。また名称を変えとなると、この統合等検討協議会を一度解散した後、あらたな協議会を設置しなくてはいけなくなります。そうすると、せっかくこれまでやってきた協議がどうなるのか、ということもあります。ですので、提言をまとめるまでは「統合等検討協議会」で良いのではないのでしょうか。今回の合意文書(案)で、両校のPTAのご承認がいただければ、もう統合はしないということになるのですから、それから2~3ヵ月の間の会の名称はこれで良いと思います。

D委員 そうですね。提言をまとめた後に、新たな会議体を作るかどうかということも含めて、また新たな話し合いができると思います。

E委員 分かりました。

D委員 それでは『合意文書(案)について』は、以上でよろしいでしょうか。

一同 (同意)

K委員 確認いたしますが、今まとめられたものを実際文章にして修正した際に、ちょっとしたニュアンスの問題もあると思いますので、どなたか代表して修正後のものを確認していただく手続きは必要だと思いますがいかがでしょうか。

D委員 そうですね。会長いかがですか。

F委員 あと、両校PTA会長とで確認します。

D委員 分かりました。それでは、修正いただいたものを、会長、座長の3人で確認し、必要があれば修正し、協議会としての最終案にしたいと思います。事務局さんには、申し訳ありませんが、明朝の早い時間に修正をお願いします。

事務局 分かりました。

あと、終了予定時間となってしまうのですが、実務的なことで、決めておかないと後々影響があることがいくつか残っていますが、延長してよろしいでしょうか。

F委員 PTA総会が迫っているとなると、ある程度決めておかないといけないと思うので、良いと思います。

D委員 よろしくをお願いします。

事務局 最初に、『合意文書（案）について』内容についてのお話です。先ほど、＜理由＞1の見出しについて修正するという話がありました。ポイントは児童数の増加ではなく、地域の未就学児数の増加であるということだったと思います。ただ、この文章をよく読んでいただくと、江戸川小通学区域の未就学児が3年連続で増えていることから、江戸川小の児童数が増える可能性が高いということと、それに加え、他の学校でも未就学児数が増えているということがあります。そうすると、結果的に、35人学級もありますので、通学区域の学校に入学する確率が相対的に増えるということもあります。その2つの相乗効果で、江戸川小の児童数が増加する可能性が高まっているという論理構成になっています。したがって、「未就学児数が増えています」という見出しに修正する場合、中の文章の論理展開も最初から組み立てなければいけないということになります。その点について、ご議論いただきたく思います。

D委員 見出しを「未就学児数が増えています」と修正すれば、論理構成を最初から作り直さなくてはいけないということですか。

事務局 要するに、相乗効果ということをごここでは言っています。江戸川小通学区域内の未就学児数が増えていること、それに加え、どこの学校も通学区域内の学校に行く子どもが相対的に増えるだろうということ。その2つの相乗効果により、江戸川小の児童数が増える可能性が高まる、という論理構成になっています。

D委員 ＜理由＞2では、見出しが「学級編制基準が見直される方向となっています」となっているところ、文章の締めくくりが「～、現時点で統合するリスクは高くなっています。」となっています。見出しと文章の締めくくりが違っても、文面の作り用はあるという気がしますが。

事務局 ＜合意文書（案）＞の文章を引用すると、＜理由＞1の見出しは相乗効果の部分を加えて強めた文章になっていますが、それを加えないとすると、見出しは「江戸川小の未就学児に先行き増加傾向が読み取れます」というものになり、他の学校についての部分については文章の中に書きづらくなるということです。

K委員 ＜理由＞に、隣接校のことも書く必要があるということですか。ただ、そこで見出しを変

えてしまうと、記載しづらくなるということです。

D委員 <理由>等の順番を変えることは問題がないが、タイトルを変えることに問題があるということですね。

事務局 問題というか、見出しを変えると文章も変えなくてはいけなくなります、ということです。ですから、どちらでなければいけないということではありません。

D委員 皆さんはいかがですか。

K委員 <理由> 1 で言いたいのは、江戸川小の児童数が増えるだろうということです。では、なぜ増えるのかというと、江戸川小通学区内の未就学児数が増えていることと、隣接校も増えているからです。それがこの相乗効果ということです。

D委員 これまでの議論の中では、事務局案では一見、江戸川小のことしか書いていないように思えるので、タイトルを変えてはどうかというご意見がありました。

この点について、ご意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

F委員 先ほどは、「可能性があります」という表現をとるということでしたが、児童数ということになると、それも修正しないということですか。

D委員 そうですね。「児童数」にする場合は未確定なので「増える可能性がある」、「未就学児」にする場合は実際に増えているので「増えている」という表現になると思います。

それでは、先に事務的な話を進めて、<理由>について更にご意見があれば後で検討するというのでいかがでしょうか。

一同 (同意)

事務局 それでは、前回決めさせていただいた次回以降の協議会日程についてです。次回の第 8 回が 3 月 17 日ということでしたが、F 委員さんをはじめ、B 委員さんも参加が難しいということをお話いただきました。もしできましたら、3 月 17 日 (木) を 3 月 15 日 (火) の同じ時間で、場所についてはまだ確認していませんが、できれば同じ場所で開催したいと考えていますが、いかがでしょうか。

D委員 次回の協議会を 3 月 15 日 (火) の 18 時半から、場所は江戸川小のランチルームを第一候補にしたいということです。

I委員 3 月 15 日は、津久戸小の P T A 総会があります。

A委員 P T A 総会は昼に開催予定なので、夜は問題ありません。

F委員 B 委員さんは、3 月 17 日はどうしても出席できないということです。もし次回に合意形成を図るということになると、欠席者が出ないほうが良いのではないかと思います。

D委員 3 月 15 日 (火) でご都合がつかない方はいらっしゃいますか。

一同 (なし)

D委員 それでは、次回第 8 回協議会は、3 月 15 日 (火) 18 時半から、場所は追って連絡することにしたいと思います。

事務局 あと、それと合わせまして、4 月の第 9 回の日程についても、できましたら、4 月 21 日 (木) から 4 月 22 日 (金) に変更したいと思います。事務局として確認をしていなかったこ

とに大変申し訳ないのですが、今日も榎町地区町連の日でもあり、またB委員さんもいままで別途の会議をずっとお休みしてこちらに出ていただいていたとのことでしたので、第9回についても日程の変更が可能であればと考えています。

A委員 4月22日（金）だと遅刻してしまうかもしれません。

F委員 どちらにしても、3月か4月には合意形成しなくてはいけないのですよね。

事務局 はい。

一同 （日程変更について了承）

F委員 私からもう一点、皆様にお諮りしたいのですが、青少年育成委員会が筆筒も榎も4月が役員改選の時期だということです。また、榎町地区町連も4月が役員改選の時期になります。この協議会の構成員は会長または会長の推薦した者となっています。（役員改選が）どうなるかは分かりませんが、ここで役員改選により人が変わった場合、この協議会が6月を目途に続けられるとすると、最後の2~3回を別の方に、出席いただくことになり兼ねないということがあります。別の方に出ていただいても、今までの協議会の経過もわかりませんし、またここで経過報告をしても時間の無駄になってしまいます。今の段階では、この協議会が6月までとなっていますので、それまでは万が一、地区町連等の会長の改選があったとしても、今までの協議会メンバーで6月まで続けるというのはいかがでしょうか。このことをお諮りしたいと思います。

I委員 私も子どもが3月で学校を卒業してしまうので、同じ感じです。

F委員 卒業してしまったとしても、今までメンバーとしてずっと関わっていただいていたわけです。PTAさんは、特別委員会を設置しているので他のPTAの方も状況をお分かりいただいているのかもしれませんが、地区町連などは協議会だよりは見えても（詳しい経過までは分かっていないと思います）。

K委員 どちらかという、それぞれ団体の代表ということで出ているので、それぞれの団体のほうでお話しいただければよろしいのではないかと思います。たとえば、「会長が推薦する者」ということで、新会長に推薦していただければ良いかと思います。

F委員 新しい会長になった場合は、その方が別の人を推薦してもいいし、継続してやってくださいということになればできるということですね。

K委員 決まり的には可能だと思います。

F委員 では、各団体で諮るということでよろしいですか。

事務局 私には決められないのですが、趣旨としては、今までの経緯を分かっている方が、改選により立場が変わっても、基本的には引き継いでいければ良いということですね。

F委員 6月くらいを目途に提言をまとめるということでしたので、どちらにしても長い期間ではないと思います。

D委員 私もそのほうが議論がスムーズに進むと思います。皆様もそうしていただけるというご意思があるのでしたら大変ありがたいと思います。ただ、協議会の設置要綱では、地域の代表は、「会長の職にある者又はその推薦による者」となっていますが、PTA副会長の場合は

「PTA副会長の職にある者」と決められています。PTA副会長ではなくなった方に継続して委員として出ていただくことは、少し難しい面もあります。

K委員 今日の協議会においては、各団体とも、現在の委員の方がそのまま引き継ぐことが望ましいということで意思統一をして、あとは各団体でそれぞれ引き継げるよう努力をしていただくということで、いかがでしょうか。

A委員 分かりました。

事務局 設置要綱上、現在の委員の方が各団体の役職から離れても委員を継続していただくのは大変な面もあるということもありつつ、たとえば、校長先生や次長が変わったら委員も変更せざるを得ないなということを思いながら聞いていました。本日、この件について決める必要はないと思うのですが、会長がおっしゃった趣旨は、状況を分かっている方で続けられるならば続けたいということです。ただ一方で、人事異動などで物理的に不可能な方もいます。また、設置要綱の規定もあります。そういう中で、協議会としての基本的な考え方としては現在のままのメンバーで続けたいが、いろいろな制約があるので、可能な範囲で続けるということでお聞き受けしました。そういうことでよろしいでしょうか。

A委員 これについて最終的に決めるのは、次回でも構わないということですね。方向性は理解しました。

D委員 他に事務連絡等がありますか。

事務局 先ほど来、提言の例について、『合意文書（案）について』に掲載する例として、お話しいただいていたのですが、今後、議論の中でいろいろとりまとめて最終的に協議会としての要望をお出しいただくのですが、実務的な作成の作業はどこがしますか。

D委員 それは事務局にお願いしたいと思います。

F委員 こちらで提言に入れてほしい要望を出して、それをまとめる作業をお願いしたいと思います。

事務局 分かりました。本日、さまざまなご意見をお出しいただきましたが、これから作るうえで基本とするのが、今まで作っていただいた『項目別課題等想定シート』と、今までの協議会議事録からご発言を抜き出すということになると思います。ただ、それだけではなく、今後も協議会の場だけではなく、メモや電話でも構いませんので、直近のご意見も是非いただきたいと思っています。

D委員 提言のたたき台作成に向けて、具体的な案を事務局にお出しいただければと思います。

事務局 各団体でとりまとめていただいても、個人でも構いませんので、なるべく早めに出していただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

D委員 分かりました。また、次回の日程が3月15日に変更になりましたが、次回の議題も決まなくてはいけません。次回は、まず合意文書の確認についてがあると思います。

F委員 その前に、両校PTA総会の報告もいただきたいと思います。

D委員 それでは、議題の1番に「PTA総会の報告について」、そのつぎに「合意文書（案）の確認について」、そして時間があるようでしたら、「提言の検討について」ということでいか

がでしょうか。

A委員 あと、先ほどの委員の改選についても協議が必要だと思います。

D委員 それは「その他」で協議してはどうでしょうか。

F委員 先ほどの〈理由〉1の文言についてはどうしますか。

D委員 〈理由〉の細かい文言については、事務局と調整する中でまとめたいと思います。その他、何かございますか。

事務局 今回の協議会だよりを作成するにあたって、今日の協議会では何が決まったのかを最後に確認していただけますか。

D委員 今回は合意文書（案）が決定しました。それにより、指定校変更の申請期限を協議会だよりに書けるかどうかを検討していただくことになっています。

事務局 基本的なことを確認したのですが、今日の協議会において、この合意文書（案）についてご了承いただいたということでもよろしいでしょうか。それにより、両校のPTA総会等で説明をするのだと思うので、その肝心なところの確認をしたいと思います。

D委員 今日の協議会では、事務局に作成いただいた合意文書（案）について協議し、協議会の合意文書（案）にまとめ直したということだと思います。それでよろしいでしょうか。

A委員 合意するかどうか、ということについては3月以降の協議会ということですので、いまの段階としては、協議会において合意文書（案）をとりまとめたので、それを各校のPTAとしての意見を確認してくるという状態になっているということですね。

D委員 そうです。まだ合意形成には至っていません。協議会としての合意文書（案）がまとまったということです。これを共通理解としてよろしいですか。

一同 （同意）

D委員 それでは、非常に長時間となりましたが、これで第7回津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(21:30 終了)